

不足額給付 対象確認フローチャート

※すべてが当てはまるわけではありません。
あくまでも目安として考え下さい。

令和7年1月1日時点で一宮市に住民登録がある

いいえ

令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください

はい

合計所得金額が1,805万円以下である

いいえ

はい

令和6年分所得税または令和6年度住民税の定額減税を受けている

はい

いいえ

令和5・6年度に非課税・均等割世帯給付金の対象世帯として世帯主・世帯員に該当した

はい

いいえ

以下の1・2のいずれにもあてはまる

1. 所得税・住民税（所得割）ともに定額減税前の税額が0円
2. 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう
(例) 事業専従者（青色・白色）の方
非課税で合計所得金額48万円を超える方

いいえ

対象外
です

はい

令和6年分所得税または令和6年度住民税で定額減税しきれない額がある

いいえ

はい

定額減税しきれない額の合計額（1万円未満切上）の全額が令和6年度調整給付金の対象となっている

はい

いいえ

不足額給付 1 の対象となる可能性があります

- 例1) 退職等により、R5所得に比べ、R6所得が減少
例2) R6年中に子どもが生まれ、扶養親族が増加
例3) R6年度修正申告により、市県民税が減少 など

不足額給付 2 の対象となる可能性があります

- 例4) 定額減税の対象にならない事業専従者の方
例5) 合計所得金額が48万円超の非課税の方 など